

れた日から二箇月を経過する日まで効力を存続するものとするこ
と並びに千九百五十五年六月十三日付け交換公文によつて効力を生じ、
かつ、千九百六十年十一月八日付け交換公文によつて修正された数
次査証の相互付与に関する両国政府間の取極がこの取極によつて終
了させられることに同意する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意
を表します。

千九百六十四年九月五日東京で

日本国外務大臣

榎 友 悦 三 郎

カナダ外務大臣

パウエル・マーティン閣下